

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

- | | |
|-----|-----------------|
| 第1章 | 対応の基本 |
| 第2章 | 初動対応力の強化 |
| 第3章 | 平時における警戒 |
| 第4章 | 発生時の対応 |
| 第5章 | 大規模テロ等の類型に応じた対応 |

第1章 対処の基本

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処（対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施等）は、第3編「武力攻撃事態等への対処」の内容・手続き等に準じる。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

1 対象とする事態

(1) 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(2) 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(3) 共通する特徴（事態類型ごとの特徴は、第1編第5章「市国民保護計画が対象とする事態」を参照）

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、駅、劇場等）で発生する可能性が高い。

2 市緊急対処事態対策本部の設置指定前における事案発生への対処

市は、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市緊急対処事態対策本部（以下、本編において、「市緊対本部」という。）を設置すべき指定の通知が行われるまでは、緊急に住民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市緊対本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する^(*)。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第2章 初動対応力の強化

市は、テロ等の発生時に住民等の避難や救助等を迅速に行うため、自らが管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。また、平素から市や自らが管理する施設、都、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市域を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築することとし、これらに必要な事項について、次のとおり定める。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速な初動対応を行うため、必要に応じ連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

市は、大規模テロ等の発生時に迅速・的確に対処し、経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、市内の大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握や情報交換等を行う。

(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

市は、大規模テロ等の発生時に迅速・的確に医療を提供するため、市内の医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

市は、大規模テロ等の発生時に迅速・的確に知的資源を活用するため、市内の大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都や関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対処マニュアルや市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルの整備を図る。

(2) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

市は、都や関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対処マニュアルや当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速な初動対応を行うため、関係機関や施設管理者の協力を得て、施設の実態に応じた緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資機材等）について、都や関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等で活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都や関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

6 訓練等の実施

市は、都や関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練やNBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間市民への啓発

市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市外からの観光客等に対しても、関係機関や施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第3章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行うこととし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

1 危機情報等の把握・活用

市は、都や関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

また、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、行政情報ネットワーク^(*)等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに自らが管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

^(*) 八王子市役所内におけるネットワークの名称

第4章 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市緊対本部の設置指定の有無にかかわらず、都や関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

また、国による事態認定や市緊対本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を実施する必要があることから、これらに必要な事項について、次のとおり定める。

1 対策本部等の設置

(1) 市緊対本部の設置指定が行われている場合

市は、政府による緊急処理事態の認定及び緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知が行われている場合、市緊対本部を設置し、緊急対処保護措置を実施する。

市は、都や関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速・的確に実施するため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、市緊対本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

(2) 市緊対本部の設置指定が行われていない場合

市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都や関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都や関係機関、大規模集客施設、医療機関等に通報する。

また、発生した事案に迅速・的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定や市緊対本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

2 市災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

市は、都や関係機関等を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策会議を開催するものとされている。

《市が現地連絡調整所を設置する場合の参加要請先》

・警察、消防、自衛隊、最寄りの保健所・医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 状況の把握及びパニックの防止

市は、正確な状況把握に努めるとともに、住民等に正確な情報や落ち着いて指示に従うこと等を防災行政無線や施設管理者による放送等で伝達し、パニックの防止に努める。

② 被災者の救援

市は、都や必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。なお、職員等を派遣する場合は、安全が確保されていることを条件とするが、状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

③ 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

④ 避難の指示・誘導

市は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、住民や緊急連絡先に対して避難の指示を行う。ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下施設、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、関係機関との連携の下、町内・自治会や学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

また、大規模テロ等の類型に応じて都や自衛隊等が設置する除染所等において、避難住民等の状況を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服等の着用、腕章・旗・夜間照明等の携行をさせる。

⑤ 警戒区域の設定・周知

市は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

市は、都や関係機関と連携し、住民や緊急連絡先に対して警戒区域の周知を図る。

⑥ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、自らが管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

3 市緊対本部への移行

政府による事態認定及び市緊対本部を設置すべき指定の通知が行われた場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

4 緊急対処事態における警報

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対応

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対応する^(*)。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性物質貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対応マニュアルの整備や資機材等の定期検査、継続的な巡視等、緊急対応事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対応上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認めるときは、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対応マニュアルの整備や資機材等の定期検査、継続的な巡視等、緊急対応事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

^(*) 大規模テロ等の類型のうち、大量殺傷物質（NBC）による被害への対応は、その特殊性や専門性から国が必要な措置を講ずることとなっているが、国の行う措置について市に協力を要請される場合もある。この場合、市は安全が確保されている地域で活動することを基本とし、市が保有する又は都や国から支援を受けた装備・資機材等により対応可能な範囲内で必要な措置を行う。

(3) 対処上の留意事項

- ① 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認めるときは、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - ・ 警察等と連携した施設の警備強化
 - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - ・ 関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保、及びパニック防止のための措置を講ずる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

市は、都や関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

また、国等の関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があるため、市は、都や自衛隊等が実施する除染や汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接市町村との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接市町村との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、国や都の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都や自衛隊等と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

市は、都や関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等に対する感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

市は、感染症の被害拡大防止のため、都や医療機関等と連携して次の措置を講ずる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握、消毒・ワクチン接種、健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定

が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重く、地形・気象等の影響を受けながら下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都や関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

市は、都や関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等に対する非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

市は、都や自衛隊等が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模やその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、自らが管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

